

国立大学法人群馬大学電子入札システム官職要領

平成16年6月3日制定
平成17年4月1日改正
平成18年4月1日改正
平成20年6月1日改正

(趣旨)

第1条 国立大学法人群馬大学において使用する電子入札システム官職証明書に関しては、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要領において「官職証明書」とは、電子入札システムの使用に必要とするもの及び同システムで作成する文書等が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(官職証明書の申請)

第3条 官職証明書は政府共用認証局が発行するものとする。なお、申請等に当たっては官職証明書発行申請手順に従い行うものとする。

(官職証明書の作成権限を有する者)

第4条 官職証明書の作成権限を有する者は、学長とする。

(官職証明書の種類)

第5条 官職証明書の種類は、次のとおりとする。

- (1) 契約担当役 事務局長
契約を締結する者
- (2) 入札執行役 施設企画課長
入札執行を行う者。ただし、建設工事及び設計コンサルタント入札関係とする。
- (3) 立会者 財務課総務・監査係長
入札執行の際に立会を行う者。ただし、当該入札事務に関係のない職員とする。
建設工事及び設計コンサルタント入札関係 施設運営部関係以外の者

(官職証明書の監守)

第6条 官職証明書監守責任者は、官職証明書が適切に使用されるよう官職証明書を管理し、及び官職証明書が使用されないときは、それを確実な保管設備に格納し、厳重に保管しなければならない。

- 2 契約担当役及び立会者の官職証明書監守責任者は、財務課副課長をもって充てる。
- 3 入札執行役の官職証明書監守責任者は、施設企画課副課長をもって充てる。

(官職証明書の使用等)

第7条 官職証明書の使用を必要とする場合は、官職証明書監守責任者に使用を請求するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年6月1日から施行する。
- 2 この要領施行の日から平成20年8月22日までの間においては、第3条中「政府共用認証局」とあるのは「文部科学省認証局及び政府共用認証局」とする。